

内閣府
オープンイノベーションチャレンジ2019
(スタートアップ・中小企業による公共調達の活用推進プログラム)

応募要項

令和元年11月20日

内閣府
(科学技術・イノベーション担当)

第1 事業概要

1 事業目的

近年、多様化・複雑化する社会課題を迅速に解決するため、国の省庁及び地方自治体において、行政サービスの向上や業務効率化に資する新技術や新サービスの導入に係るニーズが高まっています。そのため、新技術・新サービスの創出の一翼を担う研究開発型スタートアップ・中小企業（以下「スタートアップ・中小企業」という。）の斬新なアイデアに期待が寄せられており、スタートアップ・中小企業と行政との連携の必要性が生じています。しかし、こうした連携の機会はまだまだ少ない状況にあります。

一方で、スタートアップ・中小企業においては、新技術・新サービスを通じた社会課題解決のアイデアを有しているものの、人材・資金等の経営資源や信用力の不足から、そのアイデアの実証や導入を省庁・地方自治体に提案する機会をなかなか獲得できていないのが現状です。

こうした状況を踏まえ、今般内閣府では、社会課題解決や行政サービスを向上するための省庁・地方自治体の具体的ニーズに対応する新技術・新サービスを持つスタートアップ・中小企業を積極的に発掘し、省庁・地方自治体とスタートアップ・中小企業との連携機会を創出することを目的としてスタートアップ・中小企業やスタートアップ・中小企業と大企業、大学及び研究機関等（以下「大企業等」という。）の連携チームを対象とした公募事業を実施いたします。

2 事業内容

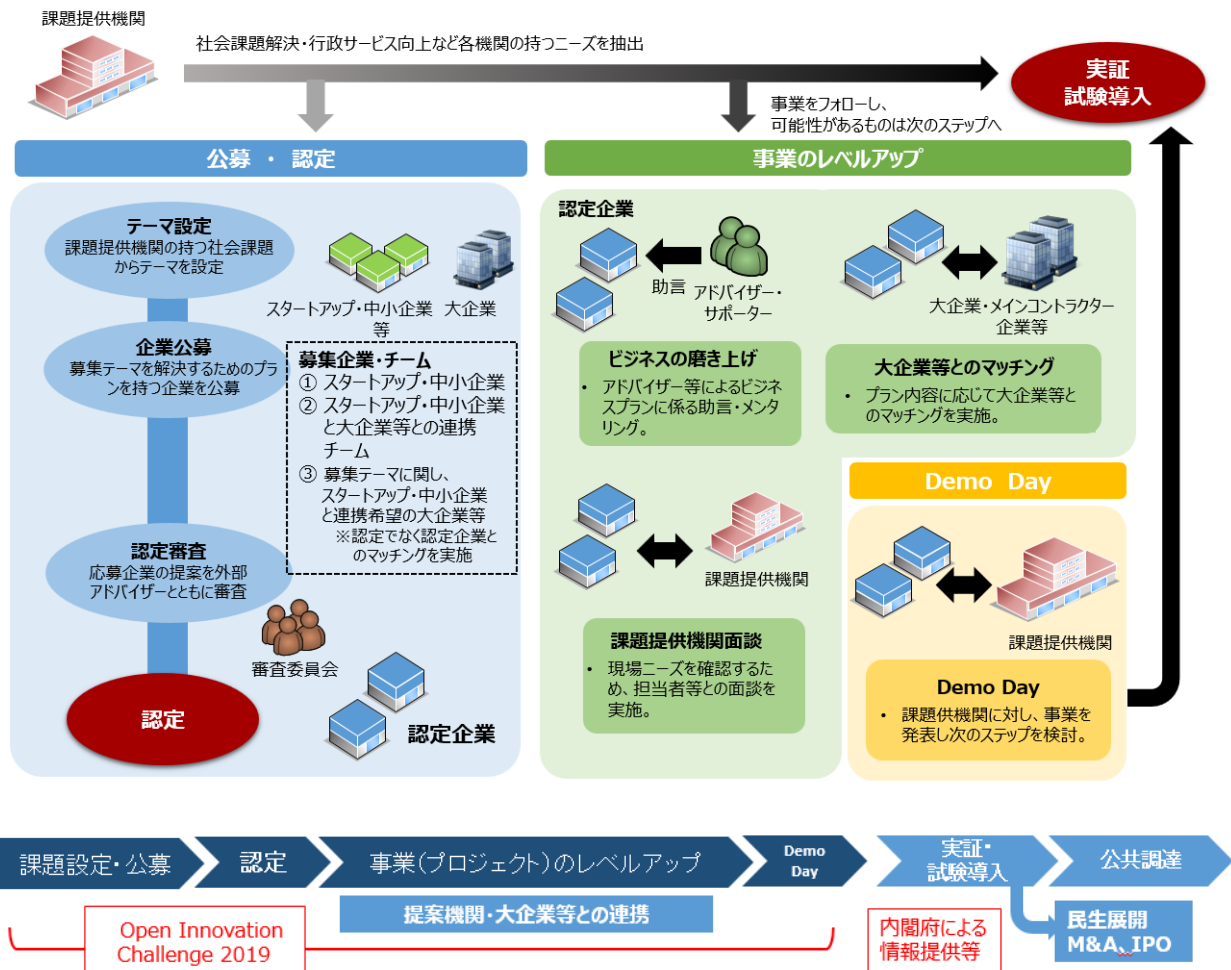
本事業は、国の省庁及び地方自治体が持つ「課題」を基に募集テーマが設定され、スタートアップ・中小企業及びスタートアップ・中小企業と大企業等の連携チームを対象に、募集テーマに対するアイデアを基にした新技術・新サービスと当該新技術・新サービスを幅広く展開するためのビジネスモデル等の提案を募集し、潜在力のあるスタートアップ・中小企業又はスタートアップ・中小企業と大企業等の連携チームを内閣府が認定します。

併せて、スタートアップ・中小企業との連携を希望する大企業等を募集し、認定したスタートアップ・中小企業又はスタートアップ・中小企業と大企業等との連携チームとのマッチングの場を提供します。

認定したスタートアップ・中小企業又はスタートアップ・中小企業と大企業等の連携チーム（以下「認定企業」という。）には、メンター等による事業の磨き上げ、大企業・メインコントラクター企業等とのマッチング、課題を提供した省庁・地方自治体（以下「課題提供機関」という。）との面談の機会を提供し、認定企業の提案内容のレベルアップを図ります。その後、成果提案イベント(Demo Day)の実施等により、課題提供機関と連携した事業の実証や課題提供機関における事業の試験的な導入へとつながる端緒の創出を支援します。

3 事業スキーム

事業スキームは以下のとおりです。



4 事業実施期間

令和元年11月～令和2年3月6日まで

なお、Demo Dayは令和2年5月の開催を予定しております。

第2 応募

1 応募資格

スタートアップ・中小企業の応募者は、革新的な技術シーズを有し、以下の①～⑤のすべての要件を申請時から事業実施期間中を通じて満たすことができる者を対象とします。複数のスタートアップ・中小企業、大企業等（以下「企業等」という。）が連携した応募の場合は、⑥の要件を満たすことが求められます。大企業等単独での応募の場合は、⑦の要件を満たすことが求められます。

【スタートアップ・中小企業単独での応募】

- ① 課題解決に向けた事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- ② 事業を的確に遂行するに足る管理体制を有すること。
- ③ 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小

企業者) であって、みなし大企業に該当しないこと。

※中小企業者の定義は、以下のサイトを参考にしてください。

中小企業庁「FAQ「中小企業の定義について」

https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm

④ 大企業の持分法適用会社ではないこと。

⑤ 反社会的勢力又はそれに関わる者との関与がないこと。

【スタートアップ・中小企業と大企業等の連携チームでの応募】

⑥ 複数のスタートアップ・中小企業及び大企業等の連携チームによる応募を可とする。但し、応募代表者を①～⑤を満たすスタートアップ・中小企業とし、かつ、応募する企業等のうち全てのスタートアップ・中小企業が①～⑤までの条件を満たすこと。

【大企業、大学及び研究機関等単独での応募】

⑦ ①～②及び⑤の条件を満たし、スタートアップ・中小企業との連携を希望し、事業を遂行する意思を有すること。

2 募集テーマ

募集テーマは、課題提供機関における社会課題解決又は行政サービス向上のための「課題」を基に設定されており、「募集テーマ一覧」（別紙1参照）に定めるものとします。

3 提出書類

下表に従い必要書類等を提出してください。なお、下記提出書類の様式は内閣府オープンイノベーションチャレンジホームページから取得できます。

<提出書類一覧>

【スタートアップ・中小企業の単独応募】

基本情報登録シート	1部
エントリーシート【様式A】	1部
応募企業の事業概要がわかる書類	1部 ^{※1}

※1 企業説明資料等とする。

【スタートアップ・中小企業と大企業等の連携チームの応募】

基本情報登録シート	1部
エントリーシート【様式A】	1部
応募企業の事業概要がわかる書類	1部 ^{※1}

※1 企業説明資料等とする。

【大企業、大学及び研究機関等の単独応募】

基本情報登録シート	1部
エントリーシート【様式B】	1部

4 提出書類の作成

提出書類は次に掲げる事項に注意して作成してください。

- ① 複数の企業等で応募する場合は、その全ての企業等を連名にて申請すること。
- ② 複数の企業等が連名で応募する場合は、応募資格を満足するスタートアップ・中小企業の中から代表を定め、提案書に記載すること。
- ③ 複数の企業等が連名で応募する場合は、応募する企業等のうち全てのスタートアップ・中小企業が応募資格を満たすこと。

5 提出期限

提出期限：令和元年12月13日（金）12:00 必着

6 提出方法・提出先

提出書類は事務局宛にE-mail で送付してください。

(200010-cao_openinnovation_challenge_contact@ml.jri.co.jp)

なお、郵便での受付は行っておりません。

(形式：PDFファイル、5MB以下)

7 応募に当たっての留意点

応募に当たっては、以下の点に留意してください。

- ・本事業では、提案された内容に係る経費等に対する助成金、補助金等の支給は行いませんのであらかじめご了承ください。
- ・本事業は、国の省庁及び地方自治体が持つ「課題」を基に募集テーマを設定しておりますが、課題提供機関が実施する装備品等の調達や研究開発の補助等を約束するものではありません。
- ・本事業において認定された応募者は「第3 3 審査結果の通知・公表」に記載されている項目について、内閣府オープンイノベーションチャレンジホームページ等で公表致しますのであらかじめご了承ください。
- ・提案内容については、他の特許等を侵害していないこと、又は係争中でないことが条件となります。
- ・提出書類に虚偽が認められた場合、応募は無効となります。
- ・本事業は、応募者により提案された内容の事業化を支援するものであり、アドバイザー等の助言を受けながら、応募者が自らの責任において実行するものです。従いまして、内閣府及び業務委託先の株式会社日本総合研究所はいかなる理由であっても本事業における経営上の損害等の責任は負いません。

第3 審査

1 審査方法

本事業では、事務局で提出書類を確認した上で、審査委員会委員による書面審査を行います。

※審査委員会は内閣府に設置され、外部有識者で構成されています。

※審査は非公開で行います。

2 審査項目

提案された内容について、以下の観点で審査を行います。

- ① 募集テーマに提示する課題に合致する提案であるか。
- ② 提案されている技術等に他の代替的な課題解決の手法に対する優位性があるか。
- ③ 他分野への波及効果・転用可能性があるか。

3 審査結果の通知・公表

審査結果は、事務局より応募代表者に通知いたします。認定企業の提案内容は、以下の項目について内閣府オープンイノベーションチャレンジホームページ等に公表させていただきます。

- ① 提案された技術やビジネスモデル等の名称
- ② 提案された技術やビジネスモデル等の概要
- ③ 応募者の情報（企業の名称等）

※審査内容や審査結果等に関するお問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

第4 事業の磨き上げのための機会の提供

認定企業を対象に、提案された事業をさらにレベルアップさせるためのアドバイザー等による助言、メインコントラクター企業等とのマッチング、課題提供機関担当者との面談の機会として、集合研修（キックオフミーティング）、グループメンタリング、個別メンタリングといった機会を提供します。

※事務局は、提案された内容に係る経費等に対する助成金、補助金等の支給は行いません。

※応募状況等により、提供する機会とその内容について変更する場合があります。

変更が生じた場合は、認定審査を通過した皆様に事務局よりE-mail等でお知らせします。

第5 成果提案イベント（Demo Day）

認定企業はDemo Dayへの参加をお願いします。Demo Dayでは、メンター等による助言

や課題提供機関との面談を踏まえて磨き上げた提案事業について、課題提供機関、大企業、メインコントラクター企業等の前で提案していただき、事業化に向けた共同研究開発等の連携機会として活用頂きます。

※Demo Dayの開催にあたり、開催日時や開催場所、資料への必須記載事項等については事務局から担当者の方へ直接連絡させていただきます。

第6 留意点

1 提出された情報の取扱いについて

① 情報の公開について

認定企業の提案内容のうち、「第3 3 審査結果の通知・公表」に記載されている項目について内閣府オープンイノベーションチャレンジホームページに公開いたします。残念ながら認定されなかった企業の応募内容に関しましては、外部への公開はいたしません。

② 情報の保全について

提出された書類等の情報については、漏洩、搾取、盗難等に十分に配慮して慎重に取り扱うものとします。また、情報保全の観点から審査等の会議は全て非公開とします。

③ 個人情報の取扱いについて

応募に関連して提供された個人情報の取扱いについては、法令等により提供を求められた場合を除き、以下の目的に使用します。

- ・審査及び審査に関連する事務連絡、通知
- ・成果提案イベント等の開催案内
- ・その他、事務局が連絡を必要とする場合 等

④ 応募いただいた提案内容に関する知的財産権について

応募された提案内容に関する知的財産権、又は事業の磨き上げにおいて生じた知的財産権については、応募者に帰属するものとします。

2 禁止事項及び不正防止について

- ・応募内容に不正行為（データのねつ造、改ざん、盗用等）があった場合又は関係法令・指針等に違反していることが判明した場合は、内閣府による認定を取り消すものとします。これら行為があった場合は、概要（不正行為又は関係法令・指針等の違反内容、企業名、氏名等）について、原則として公表することとします。

第7 よくある質問（FAQ）

Q1. 大企業、大学及び研究機関等による応募はできますか？

A1. スタートアップ・中小企業と連携し、応募代表者をスタートアップ・中小企業とした場合に応募ができます。大企業、大学や研究機関等による単独での応募

の場合については、「第2 3 提出書類」に記載されている【大企業、大学及び研究機関等単独での応募】に係る書類の提出により応募が可能です。
なお、単独応募により審査を通過した場合は、認定を受けたスタートアップ・中小企業又はスタートアップ・中小企業と大企業等との連携チームのいずれかと共同で事業に取り組んで頂くこととなります。

Q 2. 複数の募集テーマに応募することはできますか？

A 2. 可能です。

Q 3. 審査にて認定された応募者に、国からの資金援助等がありますか？

A 3. 提案された内容に係る経費等に対する助成金、補助金等の支給は行いません。

Q 4. 審査で認定された技術やビジネスモデル等は、後に国が実施する装備品等の調達や研究開発の補助などを約束してもらえるのですか？

A 4. 本事業は、課題を提供して頂いた機関が実施する装備品等の調達や研究開発の補助等を約束されるものではありませんが、課題提供機関に対する提案機会を得ることができます。

Q 5. 認定後に連携企業の追加、体制の変更等が生じた場合はどうすれば良いですか？

A 5. 認定後の体制変更等については事務局へご相談ください。

第8 お問い合わせ先

事務局では、本事業の内容に関する質問等を受け付けます。公募期間中は、原則としてお問い合わせを受け付けたいしますが、審査プロセスの経過等に関するお問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

※本公募に係るお問い合わせは、事務局で受け付けます。課題提供機関等への直接のお問い合わせはご遠慮ください。

【事務局】

株式会社 日本総合研究所 オープンイノベーションチャレンジ担当

電話番号：03-6833-5202

メールアドレス：200010-cao_openinnovation_challenge_contact@ml.jri.co.jp

(本事業は内閣府の「オープンイノベーションの推進及び公共調達へのスタートアップ参入促進に関する調査事業」として実施しています。)